

日病薬発第2022-181号

令和5年1月30日

会員各位

一般社団法人日本病院薬剤師会 会長 武田 泰生
医療安全対策委員会 委員長 舟越 亮寛
医療情報システム小委員会 委員長 高田 敦史

電子処方箋管理サービスの運用開始に関する留意事項について

平素より日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。本会医療情報システム小委員会では、病院薬剤師における医療情報システムの適切な利用等を目的として活動を行っております。また学術第6小委員会では、薬剤師を取り巻く医療情報の実態及び課題を調査し、新たに創出される革新的技術の評価および薬剤業務における情報化に対応するための課題に関する研究を実施しています。今般、政府による医療DXの推進から、本年1月26日より「電子処方箋の運用」が全国で開始され電子処方箋管理サービスが稼働しました。この電子処方箋管理サービスでは、医療機関からの電子処方箋の登録のほか、これら情報を利用した重複や併用禁忌のチェックなども行われます。

つきましては、医療情報システムの適切な使用に関する観点から、「電子処方箋管理サービスの運用開始に関する留意事項について」を発出いたします。以下に記載する内容を確認の上、適切な対応をとられますようお願い申し上げます。なお、電子処方箋管理サービスの内容については、以下の参考資料をご確認ください。

1月26日稼働時の留意点

- ・電子処方箋管理サービスでは、全ての処方情報が電子化されているわけではないため、その情報の取り扱いに注意すること。

電子処方箋管理サービスの対象外となる処方情報の主なもの

- ・電子処方箋を導入していない病院からの処方箋
 - ・自費、労災、自賠責等の医療保険適用外の処方箋
 - ・院内処方箋、退院時処方箋、リフィル処方箋
-
- ・電子処方箋管理サービスへの処方情報登録時には、薬品名と薬品コードの整合性を確認する。薬品マスタや用法マスタなどの設定を確認すること。

- ・電子処方箋では処方情報の登録時に医師の電子署名が必要となる。医療機関の運用を確認すること。
- ・OTC医薬品は電子処方箋管理サービスへの処方情報として登録されることはないためお薬手帳等これまで通り活用すること。

なお、利用する電子カルテシステムや医療機関の運用により確認すべき事項や対応は異なります。本項目はあくまでも代表的な事例としてご留意すること。

(参考資料)

1) 厚生労働省 電子処方箋

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

2) オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト 電子処方箋について知りたい方はこちら

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-11.html>

3) 電子処方箋対応施設のリストの公表について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30377.html